

第 1 1 8 号議案

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

足立区国民健康保険条例（昭和 3 4 年足立区条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 3 6 条第 1 項」の次に「及び第 5 4 条の 3 第 4 項」を加える。

第 9 条の 2 中「第 5 2 条」の次に「及び第 5 4 条の 3 第 4 項」を加える。

第 9 条の 2 の 2 中「第 5 2 条の 2」の次に「及び第 5 4 条の 3 第 4 項」を加える。

第 9 条の 3 中「第 5 3 条」の次に「及び第 5 4 条の 3 第 4 項」を加える。

第 9 条の 4 中「及び第 5 4 条の 3 第 3 項から第 5 項」を「並びに第 5 4 条の 3 第 4 項及び第 7 項から第 9 項」に改める。

第 9 条の 5 中「第 5 4 条の 2」の次に「及び第 5 4 条の 3 第 4 項」を加える。

第 2 3 条第 1 項中「よつて」を「よって」に、「6 箇月」を「6 月（急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付については、当該被保険者の資力の活用が可能となるまでの期間として 1 年）」に、「限つて」を「限って」に改め、同項第 2 号中「または」を「又は」に改める。

第 2 7 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をし、又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求めら

れてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 2 3 条の規定は、令和 6 年度分の保険料のうち令和 6 年 1 2 月以後の期間に係るもの及び令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度分の保険料のうち令和 6 年 1 1 月以前の期間に係るもの及び令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険法の改正に伴うもののほか、規定を整備する必要がある
ので、この条例案を提出いたします。